

## ワーキンググループの設置について

1. ナショナルトレーニングセンターの周辺のバリアフリー化促進について、実務的検討を進めるため、民間事業者や利用者の参画も得て、ナショナルトレーニングセンターの周辺のバリアフリー化促進に関する関係省庁連絡会議の下に課長級ワーキンググループを設置する。
2. ワーキンググループの構成は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

座長	スポーツ庁スポーツ総括官
座長代理	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官
構成員	スポーツ庁競技スポーツ課長（事務局）
	独立行政法人日本スポーツ振興センター理事（事務局）
	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局参事官
	国土交通省関東地方整備局道路部長
	国土交通省関東運輸局交通政策部長
	国土交通省関東運輸局鉄道部長
	国土交通省関東運輸局自動車交通部長
	東京都オリンピック・パラリンピック準備局パラリンピック部長
	東京都建設局道路保全担当部長
	東京都交通局鉄軌道事業戦略担当部長
	警視庁交通部交通規制課長
	東京都北区土木部長
	東京都板橋区土木部長
	公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会事務局長
	一般社団法人日本パラリンピアンズ協会会長
	東日本旅客鉄道株式会社東京支社総務部企画部長
	国際興業株式会社運輸事業部長

3. ワーキンググループの庶務は、関係行政機関の協力を得て、スポーツ庁及び独立行政法人日本スポーツ振興センターにおいて処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。